

令和5年6月20日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年6月20日（火曜日）午前9時59分～午前10時32分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第2回定例会提出予定案件

①青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

②青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①期日前投票所における投票用紙の二重交付について

【挙手による報告】

①本市のコンビニ交付システムの点検について

②青森市消防団合同観閲式について

○出席委員

委員長 澁谷 洋子

委員 舘山 善也

副委員長 長谷川 章悦

委員 渡部 伸広

委員 奈良 祥孝

委員 里村 誠悦

委員 村川 みどり

○欠席委員

委員 大矢 保

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新

監査委員事務局長 加福 理美子

総務部理事 佐藤 芳之

総務部次長 工藤 拓実

企画部長 織田 知裕

危機管理監 牧野 豊

企画部理事 長内 哲史

税務部次長 柴田 一史

税務部長 横内 修

選挙管理委員会事務局次長 森 敏之

浪岡振興部長 舘山 公

総務課長 竹内 巧

会計管理者 山谷 直大

納税支援課長 松本 和久

選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主事 笹 雄 貴

○澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、大矢委員が所用のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和5年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
税務部長。

○横内修税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
令和5年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例の一部を改正する条例の制定については、案件が2件あります。

まず1件目について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」であります。こちらの案件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直しと軽減判定所得の見直しの2点の項目について改正しようとするものであります。これらの改正項目につきましては、令和5年度課税分の国民健康保険税納税通知書を、第1期の納期の初日であります7月16日の前に送付する必要がありますことから、予定されている令和5年第2回市議会定例会開会日での先議として御審議をお願いしたいと考えております。

そのため、これらの改正項目につきましては、資料2として新旧対照表も配付しております。

それでは、改正項目2点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、「2 条例の改正項目について」の「(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（施行期日：公布の日）」についてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額を、賦課限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を、これまでの20万円から22万円に引き上げようとするものであり、この結果、基礎課税額65万円及び介護納付金課税額17万円を合わせた賦課限度額の合計額は、102万円から104万円となるものであります。

2点目は、「(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（施行期日：公布の日）」についてであります。

国民健康保険税の軽減は、世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされております。

このたびの改正は、5割軽減及び2割軽減の判定基準となる所得の算定について、被保険者の数に乘ずる金額を、5割軽減についてはこれまでの28万5000円から29万円に、2割軽減についてはこれまでの52万円から53万5000円にそれぞれ引き

上げ、軽減対象世帯の拡充をしようとするものであります。

これら2点の改正項目に関する新旧対照表につきましては、資料2のとおりであります。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 先議の項目ということですので、具体的に聞いていきたいと思っております。

まず、2割軽減、5割軽減の世帯数が拡充されるということなんですけれども、拡充される対象世帯数は何世帯になるのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 今回の改正によりまして影響を受ける世帯数ということでありました。

令和4年度当初賦課時の状況を基に試算をしてきたものでお答えをしたいと思います。

改正前、2割軽減だった世帯が、5割軽減となる世帯数については113世帯となります。

改正前に軽減なしだったのが、2割軽減世帯となるのが、210世帯、合わせて323世帯が、今回の改正で影響を受けるというか、軽減が拡充されるものとなります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それに伴って、市の負担額は幾らになりますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 今回の改正の軽減額の拡充による影響額といたしましては、613万2000円となります。その分、軽減が増えるということで、国民健康保険税は減となりますが、こちらの法定軽減につきましては、このうち、4分の3が保険基盤安定負担金として県から、残り4分の1につきましては、市の一般会計からの繰入れで全額補填されるということになります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市の負担額、その4分の1の市の一般会計からの負担額は幾らになりますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 市の負担額につきましては、153万3000円——613万2000円の4分の1となります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回、5割と2割軽減の世帯数が増えるということなので、それに対してはいいことだと思っています。

それから、賦課限度額の見直しによる影響世帯数は何世帯になるでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 こちらにつきましても、令和4年度当初賦課時の状況を基に試算したものでお答えいたしたいと思います。

今回、影響を受ける世帯につきましては、302世帯ということになります。

この302世帯のうち、246世帯は、改正後においても賦課限度超過世帯ということになりますので、この246世帯は、2万円の増ということになります。

残りの差引き56世帯につきましては、平均でいきますと1万500円程度の負担増ということになります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 302世帯が、賦課限度額上限の対象になるってことで、私たちもその対象にはなるので、非常に苦しいですけれども、これに対しては反対できないかなというふうに思っているのですが、今回の市税条例の一部改正については、仕方ない見直しかなというふうに思っております。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 それでは、2件目となります「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。

「1 制定理由」であります。こちらの案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、青森市市税条例において必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目5点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、資料の1ページ、「2 条例の主な改正項目について」の「(1) グリーン化特例の適用期限の延長（施行期日：公布の日）」についてであります。

グリーン化特例は、平成27年度の税制改正において、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から導入された措置であり、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別割の税率を軽減する措置であります。

このたびの改正は、軽減措置の適用期限について、現行、令和4年度取得分まで

とされていたものを、車種区分に応じて、令和6年度または令和7年度取得分までに延長しようとするものであります。

車種区分に応じた軽減割合及び適用期限につきましては、資料中ほどの表にありますとおり、電気自動車等は、75%の軽減割合を令和7年度取得分まで適用、2030年度燃費基準90%達成車のうち、営業用乗用車は、50%の軽減割合を令和7年度取得分まで適用、2030年度燃費基準70%達成車のうち、営業用乗用車は、25%の軽減割合を令和6年度取得分まで適用となっております。

2点目は、「(2) 燃費・排ガス不正行為への対応(施行期日:令和6年1月1日)」についてであります。

自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス試験不正により生じた軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせるという特例規定は、平成29年度の税制改正により条例に規定しております。

このたびの改正は、令和4年3月以降に発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス試験不正を踏まえ、税制上の再発抑止策として、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げようとするものであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思えます。

3点目は、「(3) 森林環境税の導入に伴う対応(施行期日:令和6年1月1日)」についてであります。

森林環境税は、平成30年5月に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理事業を推進し、また、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度の税制改正により創設された国税であります。

森林環境税の概要につきましては、表にありますとおり、納税義務者は、国内に住所を有する個人、税率は年額1000円、賦課徴収は、住所所在市町村が個人住民税均等割と併せて行い、賦課期日は、個人住民税と同じ1月1日となっております。

このたびの改正は、国税であります森林環境税の賦課徴収を、住所所在市町村が個人住民税均等割と併せて行うこととされましたことから、その方法について規定するものであります。また、森林環境税の課税開始時期につきましては、この税が国民に広く負担を求めるものでありますことから、その負担感に十分配慮し、東日本大震災を踏まえ全国の地方団体が防災施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から講じられております個人住民税均等割額の市民税500円、県民税500円、合わせて1000円の引き上げ措置が、令和5年度で終了することを考慮し、令和6年度からとなっております。

次に4点目及び5点目は、「(4) わがまち特例制度に係る改正」についてであります。

わがまち特例制度は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定できるものであります。

初めに、4点目となります「① 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の終了に伴う廃止（施行期日：公布の日）」についてであります。

本特例措置は、中小事業者等の生産性向上のための新たな設備投資の促進に向けて、平成30年度の税制改正において創設されたものであり、本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋及び償却資産については、課税標準額を3年間ゼロとするものであります。

このたびの改正は、地方税法において、本特例措置が期間終了に伴い廃止されたことから、条例から当該規定を削除するものであります。

3ページを御覧ください。

こちらの表の内容は、これまでの生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置は期間終了に伴い廃止となったものですが、引き続き中小事業者等の生産性の向上、また、賃上げの促進を図るため、令和5年4月以降の償却資産の導入に関し新たに創設された特例措置であります。

本特例措置は、わがまち特例制度ではなく、地方税法の特例率が適用となりますことから、条例改正は不要となっております。

次に、5点目となります「② 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額割合の規定（施行期日：公布の日）」についてであります。

本特例措置は、全国的に今後、築40年を超えるマンションが急激に増加していくことが見込まれる中で、修繕積立金が不足し、必要な大規模修繕工事がなされず、外壁の剥落等により周辺住民に危害を生じさせる懸念があることから、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、建物に係る固定資産税を条例で定める割合で減額するものであります。

その概要につきましては、表にありますとおり、マンションの要件としては、築後20年以上を経過している総戸数が10戸以上のマンションであって、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っており、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。工事期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了したもの。工事内容は、長寿命化に資する外壁塗装工事、床防水工事等一定の大規模修繕工事であること。減額割合は、1戸当たり100平方メートル相当分を上限として、当該大規模修繕工事が完了した年の翌年度分の建物に係る固定資産税を、2分の1から6分の1までの範囲内で市町村の条例で定める割合で減額するものとなっており、このたびの改正は、本市における減額割合を、地方税法の参酌基準と同率の3分の1とすることを条例で定めるものであります。

主な改正項目については、以上のとおりであります。これらのほか、地方税法の改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 森林環境税ですけれども、均等割に1000円ということは、生まれたばかりの赤ちゃんから全て1000円取るっていうことになると思うんですけれども、例えば、子供が5人いれば、5000円とか、そういう感じで増えていくという認識でいいですよ。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 子供1人とかそういうことではなくて、納税義務者に、1人当たり1000円ということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 主たる1人に対して——1世帯に1人1000円ってこと。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 1世帯と言いますか、納税義務者1人当たり1000円。個人住民税の均等割、本市の場合でいきますと、個人住民税均等割がかかっている方にプラス1000円ということですよ。

○村川みどり委員 ということは、市に入る、森林環境税っていうのはどれぐらいになるんですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 森林環境税につきましては国税でありますので、国に代わって、市が徴収するということになります。

本市の納税義務者でいきますと、13万2000人程度でありますので、掛ける1000円だと、1億3200万円程度、これは市が徴収をして県経由で、県に最終的には納付され、国に納付され、国におきましては、これを原資に環境森林譲与税ということで、都道府県、あるいは市町村に配分されるという仕組みになっております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その配分額は幾らぐらいになるのですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 実は、課税は令和6年度からとなっておりますが、森林環境譲与税につきましては、国におきまして他の財源を活用いたしまして、令和元年度から、既に譲与税は交付されております。

令和4年度の実績でいきますと、7800万円程度。今年度当初予算ですと、7600万円程度計上しております。

なお、令和6年度以降は、令和5年度の都道府県と市町村の配分率があるんですが、令和5年度は88%でしたが、それが2%多くなり90%となるのと、配分額自体も、国全体で500億円が600億円ということで、配分額も増えますので、単純な計算をしますと、令和6年度は9300万円程度ということで見込んでおります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今までの、森林環境譲与税の活用方法が前回だったかな——予算委員会でもちょっと問題になっているんですけども、どういうふうに活用しているのか。それから、今後どういうふうに活用していく予定なのか、その辺が分かっていたら教えてください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 今後の話は、今後のことですのでこの場でお答えはできませんが、令和5年度の当初予算の活用状況についてお答えしたいと思います。

ちょっとお待ちください——令和5年度の森林環境譲与税につきましては、当初予算額で7610万5000円を計上しておりますが、この活用方法といたしましては、森林経営管理事業や、林道整備事業等の森林の整備に関する施策に1315万8000円、森林公園や森林博物館の管理運営等の森林の有する公益的機能に関する普及啓発に4825万8000円、公共施設の整備等に伴う木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に1459万9000円で予算を計上しております。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。それから、3ページのマンションに係る減額割合の規定なんですけれども、市内にこの要件を満たしたマンションというのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 まず本市のマンションの棟数ですが、令和6年1月1日固定資産税の賦課期日における、棟数が全部で64棟あります。そのうち、築20年以上かつ総戸数が10戸以上のマンションは、40棟ということになります。これ以外の要件となっております、大規模修繕工事を過去に1回以上行ったマンションあるいは必要な修繕積立金が確保されているマンションにつきましては、今後、マンション管理について所管をしております都市整備部で、実態調査をする予定としております。

したがいまして、現段階では、修繕の状況、積立金の状況については把握していない状況であります。

以上です。

[村川みどり委員「いいです」と呼ぶ]

○澁谷洋子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、その他の報告を求めます。初めに、「期日前投票所における投票用紙の二重交付について」報告を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」

と呼ぶ者あり) 委員の皆様には既に口頭で報告しているところではありますが、去る6月4日に執行されました青森県知事選挙・青森市長選挙の期日前投票所において発生した投票用紙の二重交付の事案について改めて御報告申し上げます。

事案発生日時は、5月31日の午前10時40分頃、場所はアウガ6階会議室の期日前投票所で、5月19日に県知事選挙の投票を済ませた有権者に対して、市長選挙の投票用紙のみを交付すべきところ、再度、県知事選挙の投票用紙を交付し、当該有権者は、県知事選挙の投票用紙に市長選挙の候補者名を記入した投票用紙を市長選挙投票箱に投票したものであります。

なお、当該有権者には、改めて市長選挙の投票用紙を交付し、投票していただきました。

原因といたしましては、有権者が県知事選挙の投票が済んでいるにもかかわらず、受付を担当した職員の確認が不十分だったため、市長選挙の投票用紙のみを交付すべきところ、県知事選挙の投票用紙を交付したものであります。

このたびの事務処理ミスにより、関係各位に御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りして改めておわび申し上げます。

当該投票の取扱いですが、県知事選挙において、投票者数に対して1票多い状態となりますが、県知事選挙の投票用紙に市長選挙の立候補者名を記載していることから無効の取扱いとなります。

県知事選挙と市長選挙の期日前投票が同時に行われておりましたことから、投票用紙の二重交付発生後速やかに、投票状況の確認強化について、投票事務従事者に対して周知徹底を図ったところであります。

今後も投票事務従事者に対しましては、適正な事務の執行に向けて、指導を強化していくこととします。

次に、議題とは直接関係ありません、資料もないんですけれども、投票所における車椅子の設置状況について、御報告いたします。

前回の本常任委員協議会において、公共施設等の施設内における車椅子の設置状況を調査すると御説明いたしました、その結果であります。施設で独自の車椅子を設置しているところが13か所ありました。

このたびの選挙の投票当日、選挙管理委員会で車椅子を設置している投票所は57か所でありましたので、合わせて70か所、市内の投票所108か所あるうち、70か所の投票所に車椅子を設置していることとなります。

今後も、車椅子が設置されていない投票所につきましては、可能な範囲で順次、車椅子の設置を進める予定としております。

報告は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはございませんか。総務部長。

○館山新総務部長 本市のコンビニ交付システムの点検について御報告いたします。資料はありません。去る3月27日に神奈川県横浜市の富士通 Japan 株式会社製のコンビニ交付システムにおいて、証明書が誤交付されるという事案が発生いたしました。このことを受け、同社製のコンビニ交付システムを使用している本市では、4月に同社による点検を実施し、本市のシステムにおいては、同様の事案は発生しないことを確認しております。

しかしながら、5月1日以降も、他の自治体で証明書の誤交付が発生したことを受け、総務省からシステムを再度確認するよう連絡があったほか、デジタル庁からは、富士通 Japan 株式会社に対して、同社のシステムを使用している123自治体全てのシステムを一時停止して、再点検するよう要請があったことを受けまして、5月30日火曜日、本市において終日システムを停止し、再点検を実施したところであります。

再点検の結果、本市が使用しているシステムでは、誤交付は発生しないことが確認されており、翌5月31日水曜日から、システムを再開し、各種証明書のコンビニ交付サービスを御利用いただいているところであります。

なお、この報告につきましては、本日の文教経済常任委員協議会において市民部長から同様の報告をさせていただいているものであります。

以上となります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などはございませんか。消防長。

○佐藤芳之消防長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）消防本部から青森市消防団合同観閲式について御報告いたします。

一昨日の6月18日に青森市役所浪岡庁舎内広場にて、青森市消防団の日頃の活動や訓練成果の披露のほか、団員活動に対する功労をたたえ表彰します青森市消防団合同観閲式が、委員の皆様のご出席の下、4年ぶりに開催し、無事終了することができました。

皆様の御出席、本当にありがとうございました。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などはございませんか。

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。令和5年第2回「議員とカダる会」に関するお知らせがありますので、もうしばらくお残りいただきますようお願いいたします。

(会 議 終 了)